

公立大学法人会津大学情報セキュリティ委員会規程

(2020年4月1日規程第4号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人会津大学業務方法書第16条及び第17条の規定に基づき、情報セキュリティに関する体制を整備することにより、公立大学法人会津大学（以下「本法人」という）における情報の適切な管理を促進すること等を目的とする。

(設置)

第2条 本法人に会津大学情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）をおく。

(審議事項)

第3条 委員会は、法人の情報セキュリティに関する次の事項を審議する。

- (1) 情報セキュリティポリシー及び関連規程等の制定及び改廃、並びにその実施に関する事項
- (2) 情報セキュリティに関する教育及び研修に関する事項
- (3) 情報セキュリティ監査に関する事項
- (4) 情報セキュリティ体制の運用に関する事項
- (5) 情報セキュリティインシデントの再発防止対策に関する事項
- (6) その他本法人における情報セキュリティに関する事項

(組織)

第4条 委員会は、理事長が指名する10名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は理事長が指名する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員長は会議を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、互選による委員がその職務を代行する。

- 2 委員がやむを得ない事由により欠席する場合、その委員が所属する組織の中から代理人を定め、その者を代理人として出席することができる。この場合、委員はその者を代理人とする委任状(様式第1号)を会議が開かれる前に委員長に提出しなければならない。
- 3 代理出席するものは、会議で発言し、議決に加わることができる。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員会において議決を要する事項は出席委員の過半数により決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長が必要と認める場合は、委員以外の関係者を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(ワーキンググループ)

第8条 委員会に、第3条に掲げる事項について専門的な検討を行うため、必要に応じワーキンググループをおくことができる。

- 2 ワーキンググループは、委員長が指名するメンバーをもって組織する。
- 3 ワーキンググループに座長をおく。
- 4 ワーキンググループに必要な事項は座長が別に定める。

(守秘義務)

第9条 委員会の委員及びワーキンググループのメンバーは、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 委員会に出席した委員以外の関係者は、委員会に係る会議等で知り得た情報を漏らしてはならない。

(庶務)

第 10 条 委員会に関する庶務は、事務局総務予算課で行う。

(補則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関して必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

(様式第1号)

委任状

年 月 日

会津大学情報セキュリティ委員会
委員長様

(申請者)

所属 _____

役職 _____

氏名 _____ 印

私は、第 回会津大学情報セキュリティ委員会に出席できませんので、
下記の者を代理人として認め、一切の権限を代理人に委任いたします。

記

代理人

所属 _____

役職 _____

氏名 _____